備　考

１～７　（略）

８　「12　事業所に配置される職員の最低数」欄には、犬又は猫の飼養若しくは保管を行う場合は、常勤職員の数に加え、常勤職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき勤務延時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を最低数に合計して記載すること。

９　「13　営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入すること。

10　「15　添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。なお、新規登録申請時から変更がないもの及び動物の愛護及び管理に関する法律第14条第１項及び第２項に基づく変更の届出を既に行っている事項に係る添付書類については、省略することができる。

11　「17　備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。

(1)・(2)　（略）

（削る）

(3)

12・13　（略）

様式第６（第５条第１項関係）

（略）

８　添　付　書　類　等	□事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類／□飼養施設の平面図／□ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。）／□飼養施設の付近の見取図 □その他（　　）

備　考

１・２　（略）

３　「８　添付書類等」欄は、添付する書類にチェックをすること。

４・５　（略）

様式第７（第５条第３項関係）

（略）

７　添　付　書　類	□登記事項証明書／□役員が法第12条第１項第１号から第７号の２までに該当しないことを示す書類／□動物取扱責任者が法第12条第１項第１号から第７号の２までに該当しないことを示す書類／□第３条第６項に規定する使用人が法第12条第１項第１号から第７号の２までに該当しないことを示す書類／□飼養施設の平面図／□ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。）／□飼養施設の付近の見取図 □その他（　　）

備　考

１～７　（略）

（新規）

８　「12　営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入すること。

９　「14　添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。なお、新規登録申請時から変更がないもの及び動物の愛護及び管理に関する法律第14条第１項及び第２項に基づく変更の届出を既に行っている事項に係る添付書類については、省略することができる。

10　「16　備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。

(1)・(2)　（略）

(3)　事業所に配置される職員の最低数

(4)

11・12　（略）

様式第６（第５条第１項関係）

（略）

８　添　付　書　類　等	□事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類／□飼養施設の平面図／□飼養施設の付近の見取図 □その他（　　）

備　考

１・２　（略）

（新規）

３・４　（略）

様式第７（第５条第３項関係）

（略）

７　添　付　書　類	□登記事項証明書／□役員が法第12条第１項第１号から第７号の２までに該当しないことを示す書類／□動物取扱責任者が法第12条第１項第１号から第７号の２までに該当しないことを示す書類／□第３条第６項に規定する使用人が法第12条第１項第１号から第７号の２までに該当しないことを示す書類／□飼養施設の平面図／□飼養施設の付近の見取図 □その他（　　）